



人間牧場主・年輪塾々長
若松 進一

NPO活動 あれやこれ

特定非営利活動促進法は、ボランティア団体をはじめ民間非営利団体に法人格取得の道を開き、その活動を促進する目的で平成10年3月25日に公布された日本の法律です。

特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて、特定非営利活動を行うことを主たる目的として、同法の定めるところにより設立された法人で、別名NPO法人とも呼ばれていますが、特定とか非営利や公益性とかいう法律言葉がいきなり出てきて、これまで私にNPO法人について話してくれた人から、分かり易くその意味や目的などについて解説してもらったことはありませんでした。ゆえに長年まちづくりに関わってきた私できえも、未だにまちづくりとNPO法人の関係について人に詳しく説明することができず、悶々の日々

を過ごしてきたのです。

ゆえにNPO法人は事務が煩雑だとか、非営利だから収益を上げてはならないといった間違った風評が蔓延、愛媛のまちづくりは他県に比べその取り組みや実数においてかなり遅れを取っていて、そのことが愛媛のまちづくりの自主性や近代化への道を阻んでいるようにも思えるのです。

NPO法人は旧公益法人制度の主務官庁制の許可主義とは異なり、最も行政庁による介入が行われにくい認証という形態を採用しています。所官庁の指導監督がなくなった訳ではありませんが、所官庁の指導による団体統治の代わりに、市民への情報公開による団体統治を志向していることも大きな特徴です。

そこで非営利とは、「団体の構成員に収益を分配せず、主たる事業活動に充てることを意味して、収益を上げること制限するものではない」ことを、まず認識するだけでも随分気が楽になるのです。だからといって構成員に対し利益をボーナスなど



西条加茂蕎麦くらぶが米作りに挑戦

で還元してはならず、設立目的に沿った事業の更なる発展強化を図るための資金へ回さなければならぬことも知っておくべきでしょう。

① 私たちの身の回りには①営利を目的にしないこと、②社員の資格について不当な条件をつけないこと、③報酬を受ける役員数が役員総数の三分の一以下であること、④宗教活動や政治活動を主目的にしないこと、⑤特定の候補者、政党の推薦、支持、反対をすることを目的にしないこと、⑥暴力団または暴

力団の構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から、5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと、⑦10人以上の社員がいることなどの条件を満たし、その後定款を発起人総会で決定し、原則として活動拠点となる都道府県に申請すれば、数ヶ月間の審査期間中に市民にその定款や予算案などを公開して異議がなければ法人として認証されるのです。

NPO法人の認証を受けた団体が少しづつではありますが増えてきたことは喜ばしいことですが、ここに至る課題も2〜3見え始めています。一番の課題は何と云っても資金難です。欧米ではひとつのNPO法人に対し数万人規模の支援や多額の寄付金

を受けて活動している団体が沢山あります。しかし日本では、いや愛媛県ではNPO法人に対する県民の認識や理解がまだまだ低く、活動会員の支援だけで活動できている団体は極めて少なく、また国県や助成財団からの助成金も殆んどの場合には用途が活動経費のみに制限されていることや、税制の優遇措置が制限されていること、金融機関からの融資が得にくいなど、殆んどの団体が財政面で先の見えぬ深いトンネルの中に入っているようです。



四国青年NGO HOPEが、環境保全及び地域コミュニティとの連携のためにイベントを実施

もう一つ気になっているのは最近NPO法人を隠れ蓑にしたような事件が新聞紙上を賑わせて、NPO法人全体のイメージを大きく損ねていることです。特に企業や業界団体の広報宣伝活動に使われたり、右翼・左翼団体が介在して犯罪に関与したり、悪徳商法まがいのニュースが後を絶ちません。ほんの一部の心ない行動がNPO法人に対し誤解を招いていることは返す返すも残念です。

さらに気がかりなことは、資金難から団体の存続のために事業委託金や助成金を重

複して受け、その結果活動そのものが行政の下請け的となり、自発性や自立性とといったNPO法人本来の特徴が失われていく方向にあることです。

折角設立の認証を受けて活動を始めたのに全体が伴わず、その全容をホームページや広報などで県民に広く公開していないかったり、運営に苦慮しているNPO法人を見るにつけ、NPO法人のために財力のある人は資金を、運営ノウハウを持った人は知恵を、ボランティア精神を持った人は汗と体力を、それぞれ出し合っ

てNPO法人の健全な発展のために惜しみない支援をして欲しいと思うのです。

特定非営利活動には、①保健、医療又は福祉の増進を図る活動、②社会教育の推進を図る活動、③まちづくりの推進を図る活動、④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、⑤環境の保全を図る活動、⑥災害救助活動、⑦地域安全活動、⑧人権擁護又は平和の推進を図る活動、⑨国際協力活動、⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、⑪子どもの健全育成を図る活動、

⑫情報化社会の発展を図る活動、⑬科学技術の振興を図る活動、⑭経済活動の活性化を図る活動、⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動、⑯消費者の保護を図る活動、⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動など、活動分野は17項目にも及んでいます。

まあ、ありとあらゆることのできるのですから、この際思い切ってNPO活動を始めてみては如何でしょうか。NPO法人として認証され知恵さえ出せば、埋蔵金のよう南国や県市町村の助成や補助金を受けられる権利も付与されるのですから一考です。私はNPO活動助成制度の審査員としてNPO法人のプレゼンテーションなどを聞く機会がありますが、エントリーしている法人の何とイキイキ輝いていることでしょうか。

NPO 横文字ゆえに 馴染み薄
埋蔵金を みすみす逃す
金なくば 知恵か汗でも 出るはずだ
それ出なけりゃ 辞表出すのみ
非営利や 面倒くさいと 門前で
聞かず食べなきや 発展もなし
NPO プレゼンテーション 聞く度に
進化の度合い さらに高まる
(若松達一 笑売啖呵より)